

6 年金・手当

障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日（障害のもととなった病気やけがで初めて医者にかかった日）がある病気やけがによって、65歳になるまでの間に国民年金法で定める障害の状態になったときに、受給要件を満たしていれば支給される年金です。初診日が20歳以前にある方は、20歳になったときに申請ができます。

◆ 受給要件

次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

- ① 障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - ・ 国民年金加入期間
 - ・ 20歳前、または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間
 - * 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。
- ② 障害の状態が、障害認定日または20歳に達したときに、国民年金法で定める障害等級の1級又は2級に該当していること。
（障害認定日：初診日から1年6か月を経過した日、またはその前に症状が固定した場合は、その日）
 - * 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。
- ③ 保険料の納付要件を満たしていること。ただし、20歳以前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

◆ 年金額 （令和7年4月現在、金額は年額）

- | | | |
|----|------------------------|---------------------|
| 1級 | 1, 039, 625円（年額）＋子の加算額 | |
| | 1, 036, 625円（年額）＋子の加算額 | ※【昭和31年4月1日以前生まれの方】 |
| 2級 | 831, 700円（年額）＋子の加算額 | |
| | 829, 300円（年額）＋子の加算額 | ※【昭和31年4月1日以前生まれの方】 |

子の加算額：18歳になった後の最初の3月31日までの子（ただし、障害等級1級または2級の状態にある子は20歳未満）がいる場合は次の額が加算されます。

- ・ 子2人まで 1人につき 239, 300円
- ・ 子3人目から 1人につき 79, 800円

※ 障害者手帳の等級と障害基礎年金の等級は、異なる法律に基づき審査されますので、必ずしも一致しません。

※ 障害基礎年金を受けるためには申請が必要です。申請（相談）を希望の方は、事前に予約をお願いします。

お問合せ・申請は

保険年金課（国民年金担当）へ TEL 41-2607

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日（障害のもととなった病気やけがで初めて医者にかかった日）がある病気やけがによって、厚生年金保険法で定める障害の状態になったときに、受給要件を満たしていれば支給される年金です。

なお、厚生年金加入中の初診日から５年以内に治り、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

◆ 受給要件

次の①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

① 厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。

② 障害の状態が、障害認定日に、障害等級表に定める１級から３級のいずれかに該当していること。

（障害認定日：初診日から１年６か月を経過した日、またはその前に症状が固定した場合は、その日）

* 障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害厚生年金を受け取ることができる場合があります。

③ 保険料の納付要件を満たしていること。

※ 障害者手帳の等級と障害厚生年金の等級は、異なる法律に基づき審査されますので、必ずしも一致しません。

※ 障害厚生年金を受けるためには申請が必要です。

お問合せ・申請は

大牟田年金事務所へ TEL ５２－５２９４ FAX ５１－６８４９

特別障害者手当 20歳以上

20歳以上の在宅の重度心身障害者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。ただし、施設等に入所している方、病院に3か月以上入院している方、本人や扶養義務者等の所得が国の定める制限を超えている方は対象になりません。

◆ 対象者

- ① 1、2級と同程度の障害（知的障害は最重度）が二つ以上ある方
- ② 2級と同程度以上の障害（知的障害は最重度）が一つあり、更に3級程度の障害（知的障害は重度）が二つ以上ある方
- ③ 1、2級と同程度の両上肢、両下肢あるいは体幹機能の障害が一つあり、かつ日常生活が全般にわたり一人ではできない方
- ④ 内部障害及び特定疾患等があり、常時絶対安静の方
- ⑤ 精神の障害がある方で日常生活能力がほとんどない方

※ 特別障害者手当の対象者の障害等級は、身体障害者手帳の等級です。
申請には手当専用の診断書が必要となります。

◆ 支給額 （令和7年4月現在） 29,590円（月額）

◆ 支給月

2月（11月～1月分）5月（2月～4月分）8月（5月～7月分）11月（8月～10月分）

障害児福祉手当 20歳未満

20歳未満の在宅の重度障害児で、日常生活において常時特別の介護を必要とする次のいずれかの事項に該当する方に、申請に基づき支給されます。ただし、施設等に入所している方、本人や扶養義務者等の所得が国の定める制限を超えている場合は対象になりません。

◆ 対象者

- ① 両眼の視力がそれぞれ0.02以下の方（1級と2級の一部）
- ② 聴覚障害の2級で補聴器を用いても音声の識別ができない方
- ③ 肢体不自由の1級障害の方又は2級障害の一部（両上肢、両下肢、体幹の機能に著しい障害がある方など）
- ④ 精神の障害で日常生活において常時の介護を必要とする方
- ⑤ 身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする症状（内部障害等）で1級程度の方
- ⑥ 身体の機能障害もしくは病状又は精神障害が重複する方のうち、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする方

※ 障害児福祉手当の対象者の障害等級は、身体障害者手帳の等級です。
申請には手当専用の診断書が必要となります。

◆ 支給額 （令和7年4月現在） 16,100円（月額）

◆ 支給月

2月（11月～1月分）5月（2月～4月分）8月（5月～7月分）11月（8月～10月分）

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

特別児童扶養手当

精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、又は父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、①父母又は養育者の住所が日本国内にないとき②対象児童の住所が日本国内にないとき③対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき④対象児童が児童福祉施設等に入所しているときは手当の対象となりません。

◆ 支給額 (令和7年4月現在)

重度障害児(1級) 56,800円(月額)

中度障害児(2級) 37,830円(月額)

◆ 支給月 4月(12月～3月分) 8月(4月～7月分) 11月(8月～11月分)

※ 障害者手帳の等級と特別児童扶養手当の等級は、異なる法律に基づき審査されますので必ずしも一致しません。また、定められた額以上の所得があるときは、手当は支給されません。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

児童扶養手当

配偶者が年金の障害等級1級程度の障害者で児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者、障害児については20歳未満)を養育している場合、その方に児童扶養手当が支給されます。ただし、一定以上の所得があるときは、手当は支給されません。

◆ 支給月 5月・7月・9月・11月・1月・3月

※ 支給額は所得等により異なります。

お問合せ・申請は子ども家庭課へ TEL 41-2661 FAX 41-2675

腎臓疾患患者福祉給付金

じん臓機能障害の手帳所持者で、仕事などのため、夜間(午後5時以降)に月5回以上透析を受けている方に対して、通院に伴う交通費の一部が助成されます。ただし、給付要件及び所得制限があります。

◆ 支給額 (令和7年4月現在)

2,000円(月額)

◆ 給付要件

自家用車を利用して通院距離(自宅から病院までの距離)が片道10km以上の場合又は公共交通機関やタクシーを利用して月額2,000円以上負担している場合

◆ 支給月 4月・10月

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664

心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が、毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害者に対して終身一定額の年金が支給されます。加入対象者は以下のとおりです。

◆ 加入対象者

- ① 将来において独立した生活を営むのが困難で下記のいずれかの事項に該当する方を扶養している保護者
 1. 知的障害者
 2. 身体障害者（身体障害者手帳3級以上）
 3. 精神又は身体に永続的な障害がある場合
- ② 保護者の加入時の年齢が65歳未満の方

◆ 掛金

加入時(保護者)の 年度の4月1日時 点の年齢	35歳未満		9,300円
	35歳以上	40歳未満	11,400円
	40歳以上	45歳未満	14,300円
	45歳以上	50歳未満	17,300円
	50歳以上	55歳未満	18,800円
	55歳以上	60歳未満	20,700円
	60歳以上	65歳未満	23,300円

- ・ 障害者1人につき2口まで加入できます。
- ・ 加入者の年齢が65歳以上に達し、かつ、加入期間が20年を経過した時点で満期となります。
- ・ 保護者の世帯の市民税の課税状況に応じて掛金の補助制度があります。

◆ 年金額

一口につき20,000円（月額）

◆ 弔慰金の支給

加入者より先に障害のある方が死亡したときは、加入した年月や加入期間に応じて、平成20年4月以降の加入者は50,000円から250,000円まで、平成20年3月以前の加入者は30,000円から150,000円までの弔慰金が支払われます。

◆ 脱退一時金

加入期間5年以上の方が脱退の申し出をされたときには、加入した年月や加入期間に応じて、平成20年4月以降の加入者は75,000円から250,000円まで、平成20年3月以前の加入者は45,000円から150,000円までの一時金が支給されます。

※金額については、変動する場合があります。

お問合せ・申請は

福祉課障害福祉担当へ TEL 41-2663 FAX 41-2664